

# 公文書管理委員会 第74回議事録

内閣府大臣官房公文書管理課

## 第74回 公文書管理委員会 議事次第

日 時：平成31年 3月18日（月）10:29～10:49

場 所：中央合同庁舎第4号館11階 共用第1特別会議室

開 会

- 1 電子的な行政文書管理について
- 2 国立公文書館利用等規則の一部改正案の諮問について
- 3 その他

閉 会

（出席者）

宇賀委員長、井上（寿）委員長代理、池田委員、井上（由）委員、塩入委員、保坂委員、  
上原専門委員、村林専門委員、森本専門委員

片山内閣府特命担当大臣、中根副大臣、山崎事務次官、幸田内閣府審議官、井野大臣官  
房長、秋山独立公文書管理監、田中大臣官房審議官、小林大臣官房審議官、畠山大臣官  
房公文書管理課長

奥田内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室内閣参事官、堀江総務省行政管理局長、大  
西総務省行政管理局調査官

○宇賀委員長 本日は、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員の定足数を満たしておりますので、ただいまから、第74回「公文書管理委員会」を開催いたします。

所要40分程度を見込んでおります。よろしくお願いいたします。

また、本日は、片山大臣、中根副大臣に御出席いただいております。

それでは、議題1の「電子的な行政文書管理について」に入ります。

前回の委員会では、基本的な方針の素案について議論いたしました。前回の議論で出た意見等をもとに、必要な修正を行ったものを、今回、改めて基本的な方針（案）としてお示ししております。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○畠山課長 本日も、よろしくお願いいたします。

資料1-1、1-2、1-3でございますけれども、主に資料1-1に基づきまして御説明させていただきます。

前回の委員会で、基本的な方針の素案ということでお示しいたしました。委員会で御議論いただきましたその後、各府省とも意見調整をいたしまして、その修正を反映し、今回、方針（案）ということでお示ししてございます。

基本的に、前回委員会でお示しした素案の内容の筋立てを大きく変えるものではございませんけれども、主な修正箇所を御説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目、2の取組の理念の1行目ですけれども、公文書管理法の目的規定から行政の適正かつ効率的な運営という趣旨を追加してございます。同じく2の中段あたり、(2)に「電子的管理の枠組みは、一律横串的に構築するものではなく」という記述があったのですが、若干位置付け、趣旨が不明確であったということですから、これを全体的な理念として位置付けた上で、「統一的な規律・考え方での運用が確保される必要があるが、その具体的実現手段においては、個々の特性にも配慮する」というふうに整理したものでございます。それから、同じ2の下段あたりですけれども、システムの具体的な構成につきましても、技術動向に応じて柔軟に対応すべきことを明確化するため、「本方針の内容」の直後に、「本方針を具体的に実現する手段」という旨を追加してございます。

続きまして、3ページ目でございます。真ん中より下の(2)の上段でございますけれども、前回、「一貫したシステムを構築することが合理的な場合がある」という表現になってございました。やや腰が引けたような感じもある表現でございましたもので、「システム構築は合理的である」という表現に修正してございます。

続きまして、5ページでございます。4ページ目から続きます(3)の一番上でございますけれども、①の長期保存への対応のところでございます。「長期保存に係る具体的方策の検討に当たっては、国際標準の動向にも留意する」という旨を追加してございます。

それから、5ページから続く電子メールのところでございますけれども、6ページの④

の前でございます。ii)でございますけれども、「電子メールに係る選別・保存の手順において、内閣府において整理し、各行政機関に反映させる」ということでありましたが、前回等でも御指摘いただきました、各行政機関における取組状況を内閣府でチェックして、委員会に報告し、それを踏まえて手順を見直すというPDCAサイクルといたしますか、そういう趣旨の記述を追加してございます。

続きまして、7ページをごらんいただければと思います。5の真ん中あたり、(1)検討事項でございます。システム構築を業務フロー・仕様の標準例などの検討課題につきまして、スケジュール感を持って早急に検討作業を進めていくという観点から、「来年度末を目途として一定の結論を得、可能なものから順次実施に移していく」という旨の記述を追加してございます。

大体修正点、主なものとしては以上でございますけれども、資料1-2で方針(案)の要旨、1-3で今後の電子的管理のイメージ図ということで、添付してございます。1-3につきましては、去る1月30日の委員会でお示した骨子案のポンチ絵について、今回の方針(案)に合わせて表現を整えてございます。この方針(案)につきましては、本日の委員会において御確認、取りまとめをいただけるということでありましたら、その後、内閣府において所要の決定手続を経まして、(案)を外して基本的な方針としてこの年度内に確定するという運びにしてございます。

なお、各府省の意見を念のために、主なもの、代表的なものを紹介いたします。業務フロー・仕様の標準例をできるだけ早期に示してくれと、あるいは実態を踏まえて効率的なものを構築してほしいという要望が出ているところでございます。こうした要望も踏まえながら、総務省、内閣官房IT室等の関係行政機関の協力も得つつ、今後、内閣府において検討を進め、いいものをつくってまいりたいと考えてございます。

その検討状況は、節目でこの委員会にも御報告させていただき、御指導をいただきながらとり進めていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

森本専門委員、どうぞ。

○森本専門委員 この案の基本的な方針の文言としては、もうこれで十分練られているかと思うのですが、今後のこととして、国立公文書館のコミットがとにかくシステム構築のときから不可欠だと思いますので、文章の端々にといたしますか、例えば4ページ、5ページに、国立公文書館についても言及されていますけれども、文書受領後の体制をきちんと整えることという文脈で書かれているのですが、むしろそうではなくて、今後、実際に本格的なシステムを構築するに当たっては、システム構築の最初から長期保存を視野に入れたシステムの構築に国立公文書館にも積極的にぜひ関わっていただく体制にさせていただ

たらと思います。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

井上委員、どうぞ。

○井上(由)委員 よくまとめていただいております、修正の必要はないと考えておりますが、これからの取組の在り方に関して、関連性の深いオープンデータ戦略との連携について、一言申し上げたいと思います。

内閣官房のIT総合戦略室で、オープンデータ戦略が進められております。オープンデータ戦略とは、政府の持つ行政データを、機械可読可能性のある形で誰でもアクセスできるようにして公開し、自由に利用・配布ができるようにするもので、国際的にも2010年ごろから取組が加速しているところです。

日本では、2012年から取組が開始されており、その目的としては、国民参加、官民協働の推進を通じた社会課題の解決、データ利活用による新サービスの創出、そして、行政の高度化・効率化などが挙げられております。その基礎にあるのは、行政の保有するデータは国民のものだという考え方でございます。

公文書管理に関して電子化がなされ、デジタル化したものが原本、正本になっていくということになりますと、公文書管理とオープンデータの戦略の親和性は一挙に高まります。公文書管理法でも、公文書は国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであるとしており、オープンデータ戦略の目的と重なるところがございます。

連携の具体的な内容としましては、例えばメタデータやファイル形式の共通化、行政文書の作成・取得から廃棄・移管に至るまでのライフサイクルの中にオープンデータの項目を組み込む一例えば公開の有無とか時期、そして、時期が来たら自動的に公開がなされるというような仕組みをあらかじめ組み込んでおくというようなことも考えられます。こうしたことが実現しますと、公文書管理のデジタル化の取組と、オープンデータ戦略の間で、非常に大きなシナジーが生まれるものと考えております。

もう少し前にこの点を発言すればよかったのですがけれども、内閣官房のIT総合戦略室とはいろいろ連携が進んでいると伺っておりますので、それも実質的には今回の文書の中に入っているものとして特にコメントはしておりませんでした。金曜日にオープンデータ戦略に関する会合がございまして、必ずしも今回のこちらの取組とオープンデータ戦略の間で連携が意識されていないようなところもあるように感じましたので、今回、ここで一言申し上げさせていただきます。

IT総合戦略室としても、ぜひ連携を進めていきたいということです。オープンデータ戦略では、2020年までの集中取組「オープンデータ2.0」で特に注力されているのが、「オープンデータ・バイ・デフォルト」という考え方でございます。あらかじめアーキテクチャの中にオープンデータを組み込んでおくことによって、オープンデータを加速しようというような考え方です。今回の公文書の電子化も同じような時期に進められる取組でござい

ますので、連携をしていただきたいと考えております。

以上です。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○畠山課長 今、御意見をいただきましたオープンデータの関係でございますけれども、ちょっと我々は勉強不足の点もありますが、行政文書ということなので、一定の非開示情報等も当然あると思っておりますが、そういうことも含めまして、関係省庁、IT本部を初め関係行政機関とよく連携させていただきたいと思っております。

それから、最初に森本先生からいただきました国立公文書館との連携も当然必要だと思っておりますので、国立公文書館がまずは一緒に入るという、その議論は当然そういう形で進めていきたいと思っております。

○宇賀委員長 どうぞ。

○奥田参事官 内閣官房IT室でございます。

オープンデータにつきましては、行政データを100%オープン化するという形でIT室のほうとしても取り組ませていただいております。当然この会議にもIT室は参加させていただいておりますので、公文書管理のほうとしっかり連携してやっていきたいと思っております。

担当のほうから、ちょっと不適切な発言があったのかもしれませんが、しっかりと私のほうも連携させていただきながらやっておりますし、オープンデータのほうもしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ほかに特によろしいでしょうか。

それでは、ただいまの森本専門委員と井上委員からの御指摘は非常に重要な御指摘ですので、運用上、そこは十分に留意して進めていただきたいと思います。

行政文書の電子管理についての基本的な方針（案）については、特に修文の御意見はございませんでしたが、原案どおり了承するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○宇賀委員長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり了承することといたします。

ここで片山大臣から一言御挨拶をいただきたいと思います。報道のカメラが入りますので、しばらくお待ちください。

（報道関係者入室）

○宇賀委員長 それでは、片山大臣、よろしくお願いいたします。

○片山大臣 ありがとうございます。

宇賀委員長を初め、委員、専門委員の皆様におかれましては、昨年7月以来、行政文書の電子的管理の在り方について、大変御熱心な御議論をいただきまして、心より御礼を申

上げます。

国立公文書館にある最も古い文書は、西暦900年ごろに作成された、奈良東大寺に保存されておりました播磨国の土地の権利に関する文書だそうでございます。もちろん紙、和紙に書かれたものでございましょうし、その後の1,000年以上の間に作成された文書も紙で管理されてまいったところでございます。

今般、公文書管理を紙から電子へと転換することは、まさに千年に一度のミレニアム大変革でありまして、きょうの基本的な方針そのものが後世から見て歴史的に大変重要な文書になることを確信しておるところでございます。

今後は、この方針に基づく取組を厳しく徹底し、新たな国立公文書館の開館時期である2026年度を目途といたしまして、電子的管理への移行を着実に進めてまいります。

引き続き、委員の皆様様の御協力をお願いいたします。本当にありがとうございます。

○宇賀委員長 片山大臣、どうもありがとうございました。

それでは、報道、カメラの方々は御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○宇賀委員長 それでは、議事を続けます。

次に、議題2の「国立公文書館利用規則の一部改正案の諮問について」に入ります。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○畠山課長 資料2-1及び資料2-2でございますけれども、主に資料2-1に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

独立行政法人国立公文書館におきましては、利用制限情報を含む特定歴史公文書の閲覧のために、これまで白黒、モノクロでの黒塗り複製物を作成して利用に供してきたということでございます。そうした運用を行ってまいりましたけれども、利用者の方から、黒塗り複製物、モノクロ、白黒では、二重線の訂正でありますとか、押印等が文字と重なり判読できないという御指摘もあったところがございます。カラーによる提供についての要望を断続的に受けているという状況でございます。

国立公文書館におきましては、これらを踏まえまして、実施に伴う国立公文書館の費用負担、委託業者の業務負担等を検討してまいりましたけれども、その結果、利用制限情報を含む特定歴史公文書等の閲覧、写しの交付につきまして、カラーでの提供も実施していくということございまして、利用等規則の中でカラー複写についての規定を追加することでございます。

具体的には2-2の新旧対照表をごらんいただければと思います。2ページ目でございます。「カラー複写につきましては60円」という規定を設けるという趣旨の改正案をお示しするものでございます。

どうぞ御審議のほうをよろしくをお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○宇賀委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、諮問事項である国立公文書館利用等規則の一部改正案につきまして、委員会として了承することといたしますが、御異議はございませんでしょうか。

(「はい」と声あり)

○宇賀委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように決しました。

次に、議題3の「その他」の議事に入ります。

私事で誠に恐縮でございますが、このたび最高裁判事を拝命することとなり、本月19日付で公文書管理委員会の委員を退任する予定となりました。委員長職も同日付で退任となります。

任期途中の退任となり、この委員会、事務局の皆様に変な御迷惑をおかけすることにつきまして、深くおわび申し上げます。

次の委員長が選任されるまでの間、委員長の職務は委員長代理に代理をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○宇賀委員長 御異議がないようですので、そのように決し、必要な事項を公文書管理委員会運営規則第7条に基づき委員長として定めることにいたします。よろしく願いいたします。

それでは、以上で第74回「公文書管理委員会」を終了いたします。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御多忙のところを御出席いただき、誠にありがとうございました。